



第454号
昭和47年4月5日

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL代03881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

清 掃

不用品(粗大ゴミ)を毎月1回収集します

《一般収集は従来どおりです》



市では、5月1日から、タタミ、机、タンスなど大型の不用品(粗大ゴミ)を毎月1回、定期収集することになりました。

これまで不用品(粗大ゴミ)は年1回、大そうじのときにまとめて収集していましたが、各ご家庭にいろいろ不便をおかけしましたが、月1回の定期収集で解消できることとなります。

なお、平常ゴミの収集はこれまでどおり週2回行ないます。

■不用品(粗大ゴミ)は午前9時までにお出しく下さい

不用品は、必ず午前9時までに、お宅のすぐ前まで出してください。

午前9時すぎから順に、各戸ごとに集めてまわりますが、お宅の前へは1回しかまわり

ません。

出し遅れた場合は収集できませんので、次の月の収集になります。ご注意ください。

また、車の入りにくいところのご家庭は、一般ゴミの収集と同じように、車の入る場所まで持出してください。(すぐ前まで車の入るご家庭はこの持出し場所を利用しないでください)

指示のないところに不用品(粗大ゴミ)を持ち出されても収集しませんので、特にご注意ください。

■収集できるゴミとできないゴミ

5月から始める粗大ゴミ収集は、各ご家庭から出るゴミのうち、週2回の一般収集ではできない大きなゴミを収集するのがねらいです。業務上のゴミ、建築廃材、危険物な

どは収集できません。

●収集するもの
机、タタミ、タンス、冷蔵庫など大型の不用品

●収集しないもの
(1)平常ゴミ…台所から出るゴミなど(これまでどおり週2回の定期収集のときにお出し下さい。)

(2)業務上廃品…商店、会社、工場、事務所などの業務上またはこれに付随するゴミ

(3)建築廃材…建築、改築工事などのゴミ

(4)危険物…プロパンガスのボンベなど

(5)その他…市清掃事業所が不適当と認めたもの

■まちがいのないよう、「不用品」の紙ふだをおはりください

不用品(粗大ゴミ)を出されるときは、必ず右のような紙ふだを作っておはりください。

まちがって不用品でない物を収集しないように、紙ふだをはってあるものだけを収集、紙ふだのないものは収集しませんので、念入りのご注意をお願いいたします。

なお、第4面に「不用品(粗大ゴミ)の収集日程」を掲載していますので、あわせてご覧ください。

不用品

18cm

6.5cm

「不用品表示票」のひな型

係員の目にとまるよう、幅6.5cm、高さ18cmくらいの大きさにお作りください



新助役に

石坪 莞氏が

就任しました

3月定例会市議会は、3月10日から30日まで開会され、本年度の一般会計予算など、29議案が可決されました。

30日の本会議で、石坪・元(いしつば・あきら)氏が、市議会の同意を得て、市助役に就任しました。

【石坪氏の略歴】

昭和29年3月京都大学法学部卒、昭和30年大阪府教育委員会に奉職、同総務課主査、同予算係長、大阪府企画部企画室主幹・同総合計画課主幹、総合調整課代理、大阪府総務部地方課参事を歴任。

やお市政だより

第454号

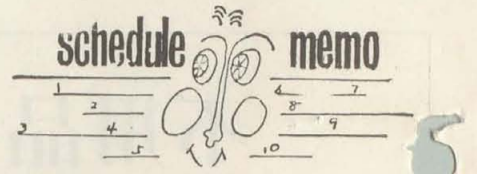
2

昭和47年4月5日

市の行事

4/11 (火)	☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 久宝寺小 ☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆狂犬病予防接種 10.00~15.00 久宝寺口桜橋児童公園、用和小
12 (水)	☆家児 ☆結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 志紀幼 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆狂犬病予防接種 10.00~15.00 日の出市場、安中小
13 (木)	☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00	☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 清友幼 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆狂犬病予防接種 10.00~15.00 清友高、志紀児童遊園地
14 (金)	☆家児 ☆身障 ☆3歳児の健康診査(43年10月生まれの子) 13.30~15.00 八尾保健所	☆赤ちゃんの種とう接種 14.00~15.30 八尾小 ☆狂犬病予防接種 10.00~15.00 久宝寺中、山本球場
15 (土)	☆近畿交通安全デー	
16 (日)	☆結婚 ☆心配 ☆文化講座受講生募集 10.00~16.00 市立労働会館分館(植松)	
17 (月)	☆家児 ☆心配	☆狂犬病予防接種 10.00~12.00 小阪合神社内 10.00~15.00 山本小
18 (火)	☆発明の日 ☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆種とうの判定 14.00~15.30 久宝寺小 ☆狂犬病予防接種 10.00~15.00 八尾中、八尾市役所
19 (水)	☆家児 ☆人権 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆種とうの判定 14.00~15.30 志紀幼
20 (木)	☆通信記念日 ☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00	☆種とうの判定 14.00~15.30 清友幼
21 (金)	☆家児 ☆身障 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆3歳児の健康診査(43年10月生まれの子) 13.30~15.00 八尾保健所	☆種とうの判定 14.00~15.30 八尾小
22 (土)		
23 (日)		
24 (月)	☆家児 ☆心配	☆ツベルクリンの接種 14.00~15.30 八尾保健所
25 (火)	☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL 91-3881)



「夜間学級入学申請の受付」

義務教育を修了できないまま家庭や職場に入っている人たちに学力向上の場をもつていただくため、夜間学級を4月から開設することになりましたが、その入学申請を4月中受け付けています。

☆申請用紙の交付 教育委員会学務課または教育センター内指導課

☆申請の受付 4月中、学務課または指導課で受け付けています

なお、くわしくは指導課まで。

「水道局の夜間、休日の電話番号が変わりました」

水道局では、事務の合理化と市民サービスの向上をはかるため、4月1日(土)から休日と平日午後5時以後(土曜日は、午後4時30分)の夜間の電話番号を次のように変更しました。

☆休日および夜間専用電話番号
電91-7836、電91-9343

なお、平常勤務時の電話番号は、電22-1661です。

「初級商業簿記講座生募集」

八尾商工会議所・中小企業相談所では、複式簿記の基本である仕訳を確実に習得していただくため、初級商業簿記講座を開きます。

☆とき 4月24日~6月9日(5月1日~5日を除く)毎週月・水・金曜日午後6時から8時まで

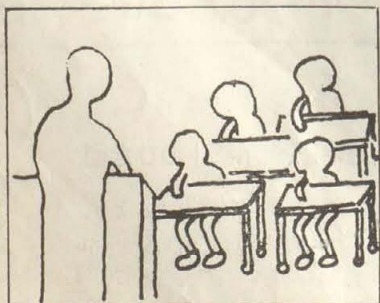
☆ところ 八尾商工会議所

☆受講料 1人5千円(テキスト、軽食費などを含みます)定員は50名

希望される人は4月20日までに八尾商工会議所へ申し込んでください。

- 身障 = 身体障害者相談
- 心配 = 心配ごと相談
- 結婚 = 結婚相談
- いずれも13時~16時 福祉会館で
- 家児 = 家庭児童相談
- 10時~16時 福祉会館で
- 青少 = 青少年愛護相談
- 9時~17時 教育センターで
- 交通 = 交通相談
- 法律 = 法律相談
- 行政 = 行政相談
- いずれも13時~16時 市民相談室で
- 人権 = 人権相談
- 14時~16時 人権擁護委員会室で

● 専門講座と市民大学の講座生を募集しています



公民館では、3月に募集しました47年度公民館成人学級のうち、専門講座(生活の科学、同和教育)と市民大学(成人、婦人、青年、老人各コース)の各講座が、まだ定員に余裕がありますので、引き続き受講生を募集することになりました。
市民が楽しく勉強できる講座ですので、どしどしご応募ください。

☆資格 15歳以上で市内に住んでいる人または働いている人

☆申し込み 4月15日までに、市立教育センター内公民館(清水町)へ申し込んでください

☆講座の内容 専門講座=生活の科学(衣食住など日常生活に結びついた課題)同和教育(差別の歴史と現実ほか)いずれも年間12回

市民大学=成人コース(国民の課題、都市問題、同和教育など)婦人コース(現実課題、市民生活、市民と同和など)青年コース(話し方、物の考え方、レクリエーション)老人コース(郷土と歴史、社会と生活、レクリエーション)いずれも年間20回

お知らせ

●防犯のこと

電92-1234

■4月1日から移動交番車がお目見えしました

八尾警察署では、4月1日から、団地、新興住宅地、その他派出所から遠い所を対象に移動交番車（マイクロバス）で巡回して、派出所と同じような業務を取り扱っていますのでご利用ください。

移動交番車が駐車するのは次の各地区です（月）高砂町4-35空地（火）長池町4-95

空地（水）久宝園3-64空地（木）東山本新町3-5-6空地（金）東弓削3-7空地（土）弓削792志紀住宅中央公園内（日）太田1569空地 時間はいずれも午後1時~4時

なお、曜日、時間、場所は都合によって変更または中止することがあります。

■4月21日から10日間、春の防犯運動が行なわれます

八尾防犯協会と八尾警察署では、4月21日から30日までの10日間を春の防犯運動実施期間として、**▷あきす、どろぼうの予防警戒**
▷家出少年の発見補導 **▷中・高校生の非行防止**の3点を重点目標に、民警一体の防犯活動を行ないます。

このほど八尾警察署でまとめた犯罪統計（46年度）によると、1666件のうち、自転車の盗難587件、あきす553件と上位をしめています。

＜自転車どろぼうに注意しましょう＞

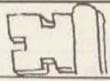
駅前は無造作におかれた通勤者の自転車が

よく狙われていますので、錠は正確にかけ、路上に放置しないようにしましょう。

＜戸締りは忘れず正確に＞

行楽シーズンです。外出する機会が増えますが、るすにされる時は、戸締りを忘れず向う3軒両隣りによく頼んでおきましょう。

また、寝る時は、室内を暗くし、外を明るくしておきましょう。



●保険税のこと

電91-3881 内線243

■納税通知書を4月1日付で発送しました

昭和47年度国民健康保険税仮算定分（1期分~3期分）納税通知書を4月1日付で発送しました。

この納税通知書の仮算定税額は、保険税の算出基礎となる前年の所得が確定していませんでしたので、46年度の保険税額から算定した額です。なお、前年の所得が著しく減少したため、昭和47年度の保険税が、46年度の保険税額の2分の1以下になる場合は、仮算定税額の修正を申し出ることが出来ます。（修正申告用紙は保険課にあります）

また、納期限は、1期分が4月25日、2期分が6月26日、3期分が8月25日ですので、納期限内に納めてください。

＜所得の申告をされましたか＞

保険税算出の基礎となるのは、あなたの前

年中の所得額です。したがって市民税の申告をまだされていない方は、すぐに申告しましょう。また、市民税の申告をしなくてもよい方、市民税のかからない方も保険税算出に必要ですので、必ず保険税の申告書（所得報告書）を保険課に提出してください。

なお、低所得の方は、保険税が軽減されますが、所得の申告のないときは軽減されませんので、必ず申告しましょう。

＜氏名などのフリガナは違っていますか＞

納税通知書の住所、氏名をカタカナで印字していますが、もし読み方にあやまりがありましたら、保険課にご連絡ください。



●福祉金のこと

電91-0090

■心身障害者（児）福祉金給付の申請を受け付けます

市では、心身障害者（児）の福祉金給付の申請を次のとおり受け付けます。

☆該当者 昭和47年1月1日から市内に住んでいて、住民基本台帳に登録されている人で、次のいずれかに該当する人

①精神薄弱者更生相談所などの判定を受け、福祉事務所に登録されている人で知能指数が50以下の人

②身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級から4級までの人（ただし、20歳未満については6級までの人）

☆必要な書類 申請書（社会課にあります）、住民票の写し、福祉事務所長の知能指数証明書（①の該当者のみ）身体障害者手帳

☆申請受付 4月10日~4月30日 社会課（光南町 福祉会館内）

その他くわしくは社会課までお問い合わせください。



●母子住宅のこと

電91-0097

■母子住宅の入居者を募集しています

府では、第3回府営母子住宅の入居者を募集しています。

☆戸数 高槻柱本住宅（90戸、高槻市柱本）泉北丘陵13住宅（46戸、堺市野々井）

☆家賃 いずれも6,800円、ただし高槻柱本住宅は、別に汚水処理費500円が必要です

☆申し込み 市福祉事務所第3係（光南町）で受け付けていますので、4月末までに入居

申込書（市福祉事務所にあります）住宅困窮状況調査書、戸籍謄本、住民票謄本などを添えて申し込んでください

なお、資格などくわしくは市福祉事務所第3係へお問い合わせください。



●納税のこと

電91-3881 内線227

■次の各地区に納税移動窓口車がとまります

4月25日は固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限です。

こん月も次の日程で納税移動窓口車が各地区に駐車し、納税事務を取り扱いますので隣り近所お誘い合わせのうえご利用ください。

＜日程＞ 4月17日（月）○久宝園住宅3丁目掲示板前 ○友井ミツルギ神社前 △シヨッパーズ八尾前 △淡川神社前 18日（火）○更エタバコ店前 ○藤原酒店横 △南陽温泉横 △緑ヶ丘公園 19日（水）山本中央市場前 △下竹淵橋横 △D・Mストアー前

20日（木）日ノ出市場前 △近鉄久宝寺駅前 △小林住宅広塔下 21日（金）高安ストアー前 高安市場前 22日（土）●佐堂杵築神社前 ●ツルミ橋前

時間は○印は午前10時から12時、△印は午後2時から4時、●印は午前9時30分から11時、印のないものは午前10時から12時、午後2時から4時までです。



しあわせを築く道

同和問題入門 (74)

■おわりにあたって

こん回で、本年度のシリーズを終えたいと思います。本年度は、水平社結成以来50年にわたる部落解放運動の歴史をふりかえり、部落問題とは何なのか、私たちと部落解放とはどのように関連しているのかを考えてきました。

水平社のはじめのころは、差別は単に人々の言葉や身ぶりにあるとらえていましたが、解放運動のあゆみは、人々の差別的な言動を生み出す社会的な背景をとらえるようにさせました。

「部落はガラが悪い、汚ないところや」という偏見の基礎には、被差別部落の人々の生活環境が劣悪であるという事実があったのです。

憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が、実際には保障されていなかったのです。

このことは被差別部落に限らず、私たち市民の生活についてもいえることなのです。そして、私たちに、低い



生活水準を続けさせるために、「部落よりましなんだ」という差別意識が、利用されてきたのです。

部落差別は、国民の低い生活水準・低い賃金のしずめ石として利用されてきたわけです。

部落解放は国民的課題といわれていますが、そのことは、部落解放なしには私たちの生活もよくなるという意味なのです。

部落解放運動50年の歴史は、差別を残し、拡大させてきた国、行政の責任を追求し、同対審答申、特別措置法でその責任が明記されたわけです。

そして、その具体化として、被差別部落には低家賃の住宅がたち、保育所などの施設がたちはじめています。このことは、私たちに大きな教訓を与えているといえます。

低い賃金・低い生活水準をかえ、より豊かな生活をめざしていくための手立てを明らかにしているからです。

基本的人権の確立をめざして、市民一人一人がたががり、とりくんでいこうではありませんか。



やお市政だより

第454号

4

昭和47年4月5日

清 掃

●不用品(粗大ゴミ)の収集日程

<p>第 1 月 曜</p> <p>幸 町 泉 町 山 賀 町 (以上府道八尾枚方線以東) 桂 町 高 砂 町 山本町北7・8丁目(玉串川以西)</p>	<p>第 2 月 曜</p> <p>水 越 塚 千 塚 大 窪 神 立 山 畑 服 部 川 黒 谷</p>	<p>第 3 月 曜</p> <p>垣 内 恩 智 (以上外環状線以東) 柏 村 神 宮 寺 二 俣 (以上近鉄線以東) 教 興 寺</p>	<p>第 4 月 曜</p> <p>竹 淵 南 亀 井 町 北 亀 井 町 亀 井 町 跡部北の町3丁目 跡部本町3・4丁目 跡部南の町</p>
<p>第 1 火 曜</p> <p>宮 町 楠 根 町 山 賀 町 泉 町 幸 町 (以上府道八尾枚方線以西) 末 広 町 佐 堂 町 久 宝 園 美 園 家 町</p>	<p>第 2 火 曜</p> <p>東 山 本 町 東 町 東 山 本 新 町</p>	<p>第 3 火 曜</p> <p>刑 部(本村) 柏村(外環状線以西) 山 本 高 安 町 高 安 町 南 高 安 町 北 垣内(近鉄線以西) 恩智(外環状線以西)</p>	<p>第 4 火 曜</p> <p>跡部北の町1・2丁目 春 日 町 東 太 子 太 子 堂 南 太 子 堂 跡部本町1・2丁目 大字植松(国道25号線以南) 大字太子堂</p>
<p>第 1 水 曜</p> <p>山 城 町 北本町1・2丁目 (市道八尾・西郡線以西) 北本町3・4丁目 宮 町・楠 根 町 (府道八尾・枚方線以東)</p>	<p>第 2 水 曜</p> <p>緑ヶ丘3・5丁目 堤 町 山本町北1~5丁目 山本町北6丁目(玉串川以西) 上之島町南 西高安町1丁目 上尾町1~3丁目</p>	<p>第 3 水 曜</p> <p>中 田 八 尾 木 別 宮 今 井 大字安中(関西線以北) 刑部住宅(市道曙川1号線以西)</p>	<p>第 4 水 曜</p> <p>沼 田 太 田 若 林 町 南 木 本 木 本 北 木 本</p>
<p>第 1 木 曜</p> <p>菅 振 町 小 畑 町 長 池 町 緑ヶ丘1・2・4丁目</p>	<p>第 2 木 曜</p> <p>桜 ヶ 丘 旭 ヶ 丘 西 山 本 町 山 本 町</p>	<p>第 3 木 曜</p> <p>青 山 町 南 小 阪 合 町 山 本 町 南 刑部住宅(市道曙川1号線以東)</p>	<p>第 4 木 曜</p> <p>植 松 町 永 畑 町 相 生 町 老原(市道志紀3号線以西)</p>
<p>第 1 金 曜</p> <p>北本町1・2丁目 (市道八尾・西郡線以東) 光 町 東本町3~5丁目 狂 内 町 若 草 町 小 阪 合 町</p>	<p>第 2 金 曜</p> <p>東 久 宝 寺 本 町 東本町1・2丁目</p>	<p>第 3 金 曜</p> <p>清 水 町 明 美 町 松 山 町 南 本 町 高 美 町</p>	<p>第 4 金 曜</p> <p>大 字 安 中 天 王 寺 屋 (以上関西線以南) 大字植松(国道25号線以北) 老 原(市道志紀3号線以東) 田 井 中 志 紀 住 宅 弓 削(市道志紀22号線以北)</p>
<p>第 1 土 曜</p> <p>山本町北6~8丁目(玉串川以東) 福 万 寺 町 北 福 万 寺 町 福 万 寺 町 南 福 栄 町 上之島町北 上尾町4~9丁目 西高安町2~5丁目 桑 音 寺 太 竹</p>	<p>第 2 土 曜</p> <p>神 武 町 八 反 地 町 五 反 地 町 大 字 久 宝 寺 西 久 宝 寺 久 宝 寺 北 久 宝 寺</p>	<p>第 3 土 曜</p> <p>淡 川 町 高 安 中 町 陽 光 園 栄 町 光 南 町</p>	<p>第 4 土 曜</p> <p>弓 削(市道志紀22号線以南) 二 俣(近鉄線以西) 東 弓 削 天王寺屋(関西線以北) 神 宮 寺(近鉄線以西) 都 塚 柏 村(外環状線以東近鉄線以西)</p>